自治体間で等しい行政サービスの提供を可能とするための税源の偏在是正を求める意見書 (案)

首都圏を構成する4都県の人口は3700万人を超え、圏域一体となった経済社会活動により、日本全体の活力を支えている。

中でも、全国最大の基礎自治体である横浜市には約377万人の市民が暮らしているが、昼間人口のデータによれば、市民の生産年齢人口の17.7%である約41万人が東京都内で働いており、都内企業の一員として業績に貢献する一方で、医療、福祉サービスをはじめとした直接的な行政サービスは、居住地である横浜市より提供を受けている。首都圏住民の経済社会活動は、自治体の枠を超えたものとなっている。東京都と周辺3県の自治体は、互いに支え合って首都圏全体、ひいては日本全体の発展に向け取り組んでいる。

このような状況の中、首都圏内の自治体間において、個人向けの行政サービスの格差が拡大している。東京都では、18歳年度末までの子供に対する月5000円の給付、高校授業料実質無償化における所得制限撤廃、公立学校給食費の無償化、2歳児までの第二子の保育料無償化、18歳年度末までの子供に対する医療費助成といった施策を次々に打ち出している。例えば同じ高等学校に通う生徒であるにもかかわらず、居住自治体によって授業料負担が大きく異なるなど、都と周辺自治体との格差は目に余るものとなっている。

そもそも市民生活の基礎に関わる行政サービスは、居住自治体によらず全ての住民が等しく享受できることが望ましい。とりわけ、同じ生活圏の自治体間において過度な格差が生じることは、住民の理解を得ることはできず、支え合うべき圏域の自治体間に分断を招くものとなる。近年の子育て支援策を中心とした自治体間格差が生まれる原因は、自治体の財政状況の違いによるものであることは明らかであり、各自治体の政策の優先順位の付け方の問題として片づけることはできない。現下の不公平な状況を改善することは、国に課せられた責務である。

よって、国におかれては、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で最も重要な基盤である地方税について、行政サービスの自治体間格差が過度に生じないようにするため、現下の東京都への税収の一極集中の是正に早期に取り組むことを強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日(議決年月日)

院議 衆 長 議 院議 参 議 長 内 閣 総 理 大 臣 務 大 臣 総 大 財 務 臣 部 科 学 大 文 臣 厚 生 労 働 大 臣 内閣府特命担当大臣 (地方創生)

宛て

横浜市会議長名